

ものづくり・商業・サービス補助金 令和4年度2次補正予算関連

2.0版
令和5年1月
中小企業庁

ものづくり補助金の全体像

※赤字箇所を令和4年度2次補正予算にて拡充

概要	補助上限額 ※下限額はグリーン枠スタンダード、アドバンスを除き、全ての枠100万円		補助率		
通常枠 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円		1/2、 2/3(小規模・再生事業者)		
回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。			2/3		
デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。					エントリー 5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円 スタンダード 5人以下：1,000万円 6～20人：1,500万円 21人以上：2,000万円 アドバンス 5人以下：2,000万円 6～20人：3,000万円 21人以上：4,000万円
グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	3,000万円 (従来、補助下限額は1,000万円のところ、100万円に引き下げ)				
グローバル市場開拓枠 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。 <u>海外市場開拓（JAPANブランド）</u> 類型では、 <u>海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援。</u>					



大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。（回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く）

ものづくり補助金の見直し・拡充

- 令和元年度補正予算～3年度補正予算を基に、13次公募まで実施済。
- 今後、令和4年度2次補正予算を基に、令和5年1月11日（水）から14次公募を開始。
- その後も、令和6年度まで切れ目なく公募を実施予定。

1. 大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

14次公募から

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、大幅な賃上げに取り組む事業者については、申請枠にかかわらず、一律で補助上限を引き上げる（回復型賃上げ・雇用拡大枠などを除く）。

2. グリーン枠の拡充

14次公募から

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、温室効果ガス排出削減の取組段階に応じた3段階の支援類型を創設。高度な取組を実施している場合、補助上限額を最大4,000万円に拡充する。

3. 海外展開支援の強化

14次公募から

- 中小企業の海外市場開拓を強力に支援するため、一部類型について、補助対象経費に新たにブランディング・プロモーション等に係る経費を追加する。

4. 認定機器・システム導入型の新設

次年度以降の予算から

- 業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決するため、認定を受けた設備・システムについて重点的に支援を行う類型を創設。今年度は、まず業種・業態に共通する課題を認定し、当該課題解決のための研究開発を促す。認定を受けた設備等への導入支援は、次年度以降実施予定。

5. その他

- 補助対象事業者に、「社会福祉法人」を追加。
- ビジネスモデル構築型については、廃止する。

1. 大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、**大幅な賃上げに取り組む事業者については、従業員数に応じて補助上限を100万円、250万円、1,000万円引き上げる**（ただし、回復型賃上げ・雇用拡大枠、各申請枠の補助金額の上限額に達しない場合、再生事業者、常勤従業員がいない場合は、活用不可）。
- 事業計画において、**補助事業期間終了後3～5年で「①給与支給総額年平均6%増加かつ②事業場内最低賃金を年額45円以上引上げ」**を満たし、賃上げに係る計画書を提出することを要件とする。
- **要件未達の場合には、上乘せ分については、全額返還を求める。**

【現行要件との比較】

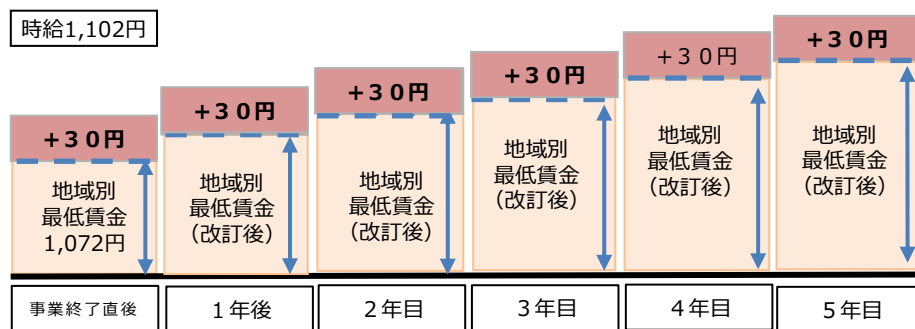
要件	通常の事業者	大幅な賃上げに取り組む事業者
①付加価値額	3%以上	同左
②給与支給総額	年率1.5%以上	左記の事業者より更に年率で 4.5%以上引上げ =年率 6%以上引き上げ
③最低賃金	地域別最低賃金+30円以上の水準とする	左記に加え、 事業場内最低賃金を毎年45円以上引き上げる
④補助金返還の要件	②給与支給総額、又は③賃金の増加目標が補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において未達の場合には、補助金交付額の全額返還を求める	同左

【補助上限の引上げ額】

従業員数	上乘せ補助額	補助率
5人以下	100万円	各申請枠の補助率とする
6～20人	250万円	
21人以上	1,000万円	

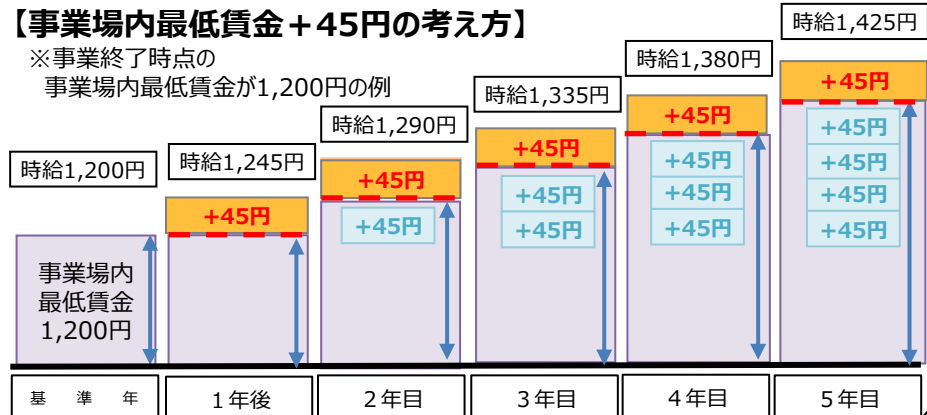
【地域別最低賃金+30円の考え方】

※2022年度11月時点、東京都で従業員の事業場内最低賃金が1,072円の事業者の例



【事業場内最低賃金+45円の考え方】

※事業終了時点の事業場内最低賃金が1,200円の例



2. グリーン枠の見直し・拡充

- 令和3年度補正予算からグリーン枠を創設し、温室効果ガスの排出削減等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- **温室効果ガスの排出削減に資する取り組みの段階に応じ、3段階の補助上限額を設定する。**
- **また、取引先の事業者がグリーンに係るパートナーシップ構築宣言をしている事業者には審査の際に加点を行う。**

【グリーン枠における申請要件・補助上限額の見直し】

類型	申請要件			従業員規模	補助上限額	補助率
	温室効果ガス削減の取り組みの応じた支援メニューの拡大				支援額の拡大	
エントリー	事業期間 (3～5年)内に事業場単位での炭素生産性年率平均+1%向上	- (GHG排出削減の取組未実施又は初歩的な取組でも可)	-	5人以下	750万円以内	2/3
スタンダード				6人～20人	1,000万円以内	
				21人以上	1,250万円以内	
	5人以下	1,000万円以内				
アドバンス	エネルギーの種類別に毎月使用量を整理し、事業所のCO2の年間排出量を把握	本事業で開発に取り組み製品・サービスが、自社のみならず、業界・産業全体での温室効果ガス削減に貢献小売電気事業者との契約で、一部でも再生可能エネルギーに係る電気メニューを選択	-	6人～20人	1,500万円以内	
				21人以上	2,000万円以内	
				5人以下	2,000万円以内	
アドバンス	事業所の電気、燃料の使用量を用途別に把握	自社で太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーでの発電を導入グリーン電力証書を購入	SBT (Science Based Targets) 若しくはRE100に参加	6人～20人	3,000万円以内	
				21人以上	4,000万円以内	
				5人以下	2,000万円以内	
アドバンス	事業所の電気、燃料の使用量を用途別に把握	J-クレジット制度を活用し、自社での温室効果ガス削減の取組を環境価値として売却	省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Sクラス』に該当 省エネルギー診断を受診	6人～20人	3,000万円以内	
				21人以上	4,000万円以内	
				5人以下	2,000万円以内	

※1 取引先の事業者がグリーンに係るパートナーシップ構築宣言をしている事業者には審査の際に加点を行う。

※2 グリーン枠については、機械装置の撤去費用についても補助対象経費に含む。(ただし、撤去費用>中古販売収入の場合のみに限る)

3. 海外展開支援の強化

- 令和元年度補正予算からグローバル展開型を創設し、海外事業の拡大・強化等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- 「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の一環として、ものづくり・商業・サービス補助金においても、グローバル展開型をグローバル市場開拓枠に改め、支援内容を拡充する。
- 具体的には、補助下限額を1,000万円から100万円に引き下げ、使い勝手を向上。また、一部の類型で、ブランディングやプロモーション等に要する費用を補助対象経費に追加。

【グローバル市場開拓枠における申請要件について】

類型	補助率	補助額	補助対象経費
①海外直接投資 ②海外市場開拓 (JAPANブランド) ③インバウンド市場開拓 ④海外事業者との共同事業	1/2 小規模事業者 の場合 2/3以内	100万円 ～3,000万円	①機械装置・システム構築費、 ②技術導入費、③専門家経費、 ④運搬費、⑤クラウドサービス利用費、 ⑥原材料費、⑦外注費、 ⑧知的財産権等関連経費、⑨ 海外旅費、 ⑩広告宣伝・販売 促進費 (海外市場開拓 (JAPANブランド)類型のみ)

4. 認定機器・システム導入型の新設

- 業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決するため、課題を認定し、当該課題解決に資する機械装置・システムを認定する仕組みを創設。
- なお、事務局に設置する委員会において課題を認定し、解決のための研究開発を実施するため、次年度以降の予算から新設する予定。

Phase I 〈課題の認定〉

R4二次補正予算から開始

- ・業界団体・川下企業等から課題を提案
- ・今後、設置する委員会で、提案された課題について、広く中小企業に共通するものか、現場に即したものか、その解決が既存のツールでは解決困難なものかを審議。
- ・解決に資する機器等の開発を支援すべき課題を認定。

Phase II 〈課題解決策の開発〉

- ・Phase Iで認定した課題の解決に資する機械装置・システムを、メーカーが開発。
- ※開発については、本事業において予算的支援はなし。

ポイント：導入支援により、メーカー等による自主的開発を促す。

Phase III 〈機器等認定・導入支援〉

次年度以降の予算から開始

- ・委員会において、開発成果について審議。Phase Iで設定した課題の解決に資すると認められる機械装置・システムを認定。
- ・認定を受けた機械装置・システムについては、中小企業による導入を特別型により重点的に支援（上限引上げ及び優先採択を実施）。

従業員数	補助額	補助率
5人以下	1,000万円	1/2 (小規模事業者及び再生事業者は2/3)
6～20人	1,500万円	
21人以上	2,000万円	

課題の提案から機器等の導入まで、一貫通貫の事業として実施

5. その他

(1) 補助対象事業者の追加

第14回公募から

- 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」の一環として、介護事業の生産性向上を支援するため、補助対象者に社会福祉法人を追加する。

(2) ビジネスモデル構築型の廃止

最終公募実施済み

- 中小企業の革新的な事業計画策定を支援する「ビジネスモデル構築型」は廃止する。

(3) 今後のスケジュール (案)

- 令和4年度補正～令和6年度にかけて、切れ目なく事業を実施する。

